

資料 1

H26.10.8

新潟市国土強靱化地域計画 構成案

2014年10月8日（水）

新 潟 市

計画の構成案

- I 計画の策定趣旨、位置付け
- II 新潟市強靱化の基本的考え方
- III 新潟市強靱化の現状と課題
- IV 推進すべき施策の方針
- V 施策の重点化
- VI 計画の推進と見直し

I 計画の策定趣旨、位置付け

【策定趣旨】

国全体の国土強靱化政策との調和を図りながら、国や新潟県、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、新潟市における国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として策定する。

【位置付け】

国土強靱化基本法（第十三条）に基づく国土強靱化地域計画であり、新潟市における国土強靱化に関し、本市の総合計画や地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針となるもの。

また、国土強靱化に関し、国の施策・予算にかかる提案・要望、及び本市の予算編成を行う上での指針となるもの。

《背景となる論点の整理①》

● 国土強靱化地域計画を策定する目的（国土強靱化基本法の規定）

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（抄）

（基本理念）

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者相互の連携及び協力）

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

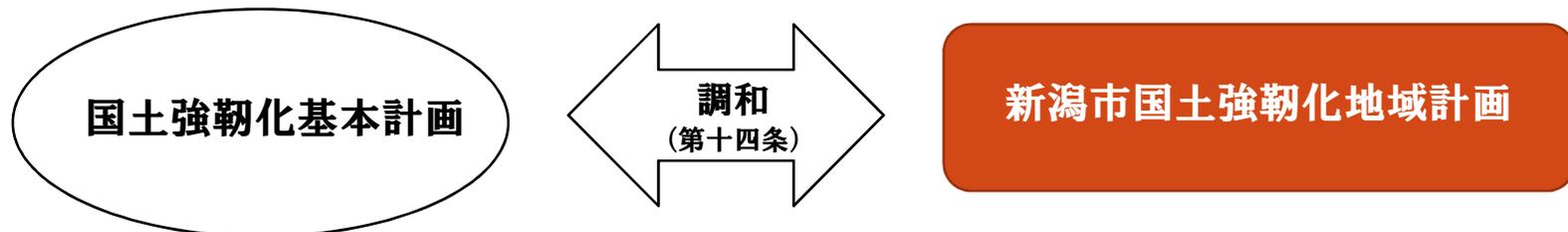
（国土強靱化地域計画）

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

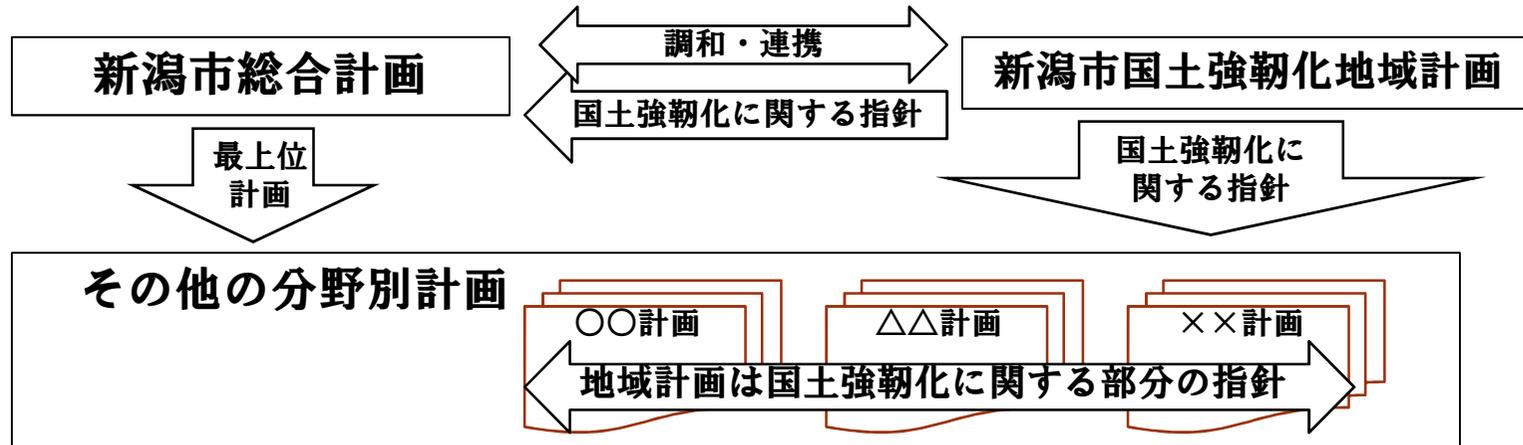
● 国土強靱化基本計画との関係



《背景となる論点の整理②》

- 総合計画、地域防災計画、その他分野別計画との関係

＜総合計画、その他分野別計画との関係＞



＜地域防災計画との関係＞



Ⅱ 新潟市強靱化の基本的考え方

1 新潟市強靱化の意義

多様な大規模自然災害で想定されるリスクを特定し事前に備えておくことで、市民の生命や財産を守り、本市の社会経済活動を維持、迅速な復旧復興を可能にする。

また、本市の地域特性等を活かし、国全体の強靱化に寄与する。

《背景となる論点の整理》

- **新潟市の地域特性・強み**

二大河川の河口部位置する低平な地形／長い海岸線を持つ／低地、軟弱地盤、液状化被害／
広大な穀倉地帯を背景とした高い食料供給力／高い都市機能を有する本州日本海側最大の拠点都市／
整備された陸上交通網、港湾・空港機能／同時被災しない首都圏との適度な距離、複数ルートで直結／
中越地震・中越沖地震や東日本大震災で発揮された救援・代替機能

- **新潟市の果たすべき役割**

- ①大規模自然災害から、新潟市民の生命・財産を守り、本市の社会経済機能を維持する。
- ②複数の大地震や水害の被災経験や災害対応、救援拠点として機能した実績を基に、首都圏有事等の際に貢献する。

- **目指すべき地域計画の姿**

「①足元の安心安全の強化」と「②救援・代替機能の強化」を目指し、ハードとソフトの両面から幅広い分野の取組を推進するための指針となる計画とする。

同時に「防災救援首都・新潟」を目指す本市の姿を示す計画ともなる。

Ⅱ 新潟市強靱化の基本的考え方

2 新潟市強靱化の基本目標

● 基本目標の設定

- ① 市民の生命の保護が最大限図られること
- ② 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 本市の迅速な復旧復興を可能にするとともに、首都圏など地域外の復旧復興に貢献すること

● 新潟市強靱化の視点

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 地域の経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- ⑨ 首都圏など地域外の救助・救急、医療活動等へ貢献する
- ⑩ 国全体の経済活動を機能不全に陥らせないために、分散型国土形成に貢献する
- ⑪ 首都圏など地域外の生活・経済活動に必要なライフラインの早期復旧に貢献する

Ⅲ 新潟市強靱化の現状と課題

1 足元の安心安全の強化（防災・減災のまちづくり）

(1) 脆弱性評価の考え方

(2) 危機事象の想定（対象とすべき自然災害）

地震・水害（内水・外水・土砂）・津波

(3) 起きてはならない最悪の事態の設定（19）⇒（16）

(4) 16のプログラムごとの脆弱性評価

(5) 評価指標の設定・現況数値（国数値との比較）

2 救援・代替機能の強化（首都圏有事などへの機能発揮）

(1) 救援拠点としての実績

「3.11東日本大震災で新潟の果たした役割」（抜粋・整理）

(2) 分野ごとの現状と課題

広域交通インフラ・港・空港／産業機能集積／エネルギー拠点／
食糧拠点／地域間連携（人材・物資）

IV 推進すべき施策の方針

1 足元の安心安全の強化（防災・減災のまちづくり）

(1) 16のプログラムごとの施策の方針

(2) 評価指標の「目標年次」と「目標数値」

2 救援・代替機能の強化（首都圏有事などへの機能発揮）

(1) 分野ごとの施策の方針

広域交通インフラ・港・空港／産業機能集積／

エネルギー拠点／食糧拠点／地域間連携（人材・物資）

V 施策の重点化

1 重点施策の設定

《重点化の視点》

- ・ 影響度、緊急度、寄与度、施策の進捗度等を考慮
- ・ 予算を考慮、また総合計画や各分野別計画との整合を考慮

VI 計画の推進と見直し

1 PDCAサイクルによる計画の推進

2 推進体制

3 計画の推進期間と見直し